



# 新潟県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号 外  
第19号

## 目 次

### 規 則

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の廃止…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正…………… 2

## 規 則

### 新潟県規則第八号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

#### 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十三号）
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十四号）
- 三 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十五号）
- 四 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十六号）
- 五 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十七号）
- 六 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十八号）
- 七 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年新潟県規則第二十九号）

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（高齢対策課）

### 新潟県規則第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年新潟県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

「	ふりがな			
---	------	--	--	--

別記様式第一号中

受診者氏名		性別	男・女
-------	--	----	-----

を

「

ふりがな	
受診者氏名	

に改める。

別記様式第三号中

年 月 日生 ( 歳)	男・女
-------------	-----

を

年 月 日生 ( 歳)	
-------------	--

に改

め

別記様式第四号及び別記様式第五号中

ふりがな		性別
氏 名		男・女

を

ふりがな	
氏 名	

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**栃木県規則第十号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年栃木県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者</p>

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和三年栃木県条例第二十八号)及び指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和三年栃木県条例第二十九号)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)及び指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十号)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

別記様式第一号付表七中「は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)」を「は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)」と、「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)附則第2条から第6条まで」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)附則第15条から第19条まで」と改め、同様付表十中「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第21号)第88条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第89条」と改める。

別記様式第一号付表八中「は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)」を「は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)」と、「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)附則第2条から第6条まで」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)附則第15条から第19条まで」と改め、同様付表四中「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第21号)第88条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第89条」と改める。

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(障害福祉課)